令和８年 10 月改定版

社会福祉法人
淳風福祉会

特別養護老人ホーム 旭ヶ丘
（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書



法人理念

淳 風 誠 心

～人にやさしく 心をこめて～

私たちは、利用者の方々の人格を尊重し、自立した生活を支援します
私たちは、全職員が協働し、公平・公正に施設を運営します
私たちは、地域社会と連携し、地域社会へ貢献します

法人のホームページはこちらから→

（介護予防）短期入所生活介護 重要事項説明書

1.　事業者

（1）　法　人　名　　社会福祉法人 淳風福祉会
（2）　代 表 者 氏 名　　光宗 泉
（3）　法 人 所 在 地　　岡山市南区箕島3566−1
（4）　設 立 年 月 日　　昭和56年7月1日

2.　事業所の概要

（1）　事業所の種類　　指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
（2）　事業所の目的

要介護又は要支援状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、適切な（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供することを目的とします。

（3）　施 設 の 名 称　　特別養護老人ホーム 旭ヶ丘
（4）　施 設 所 在 地　　岡山市北区万成東町2−28
（5）　管 理 者 氏 名　　施設長　岡本 洋平
（6）　開 設 年 月 日　　平成12年10月1日
（7）　入　所　定　員　　20名
（8）　電　話　番　号　　（086）252−5050
（9）　居室等の概要

当施設では、下記の居室及び設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備　考
2 人 部 屋	4	
4 人 部 屋	3	
食　　堂	1	
浴　　室	2	特殊浴槽、一般浴槽
医　務　室	1	
静　養　室	1	
機能訓練室	1	

☆　居室の変更

入所者又は家族から居室の変更希望があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また入所者の心身の状況により居室を変更して頂く場合があります。その際は、入所者や家族等と協議のうえ決定するものとします。

3.　事業所の運営方針

ア 利用者が、その有する能力に応じ自立した在宅生活を営むことができるように日常生活上のお世話や機能訓練、健康管理等を行います。

イ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って短期入所生活介護サービスの提供に努めます。

ウ 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

4.　施設の利用にあたっての留意事項（入所者の守るべき規律）

福祉施設の入所者は、日常生活上次の事項に留意すること

ア 福祉施設内での秩序を乱す行為及び破廉恥行為をしないこと

イ 自己の利益のために他人の自由を侵さないこと

ウ その他管理者が定めたこと

5.　非常災害対策

福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

6.　施設サービスの取り扱い方針

ア 福祉施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、妥当適切な処遇を行う。

イ 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

ウ 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

エ 福祉施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行わない。

オ 福祉施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとし、当該記録を5年間保存するものとする。

カ　身体拘束等を行う場合においては、福祉施設内に設置する「身体拘束廃止検討委員会」で、身体拘束の内容・理由・時間・期間等を検討し決定する。

キ　前項の決定を踏まえ、入所者又はその家族に対して身体拘束を行う内容・時間等について詳細に説明し、身体拘束の同意を得て行うものとする。

ク　福祉施設は、自ら提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

7.　虐待の防止

福祉施設は、入所者の人権の擁護及び虐待等の防止のため次の措置を講ずる。

ア　虐待の防止に関する責任者の選定

イ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修および委員会の実施

ウ　その他虐待防止のために必要な措置

2　福祉施設は、施設サービスの提供に当たり、虐待を受けた思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に報告する。

8.　成年後見制度の活用支援

福祉施設は、入所者と適切な契約手続等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援を行う。

9.　通常の送迎の実施地域

送迎の実施地域は、岡山市全域とする。（旧御津町、旧灘崎町、旧建部町、旧瀬戸町は除く）

10.　従業者の配置状況

施設では、以下の従業者を配置しています。　（2026 年 10 月 1 日現在）

職　種	員　数
1 管理者	1人
2 医師	1人 以上
3 生活相談員	1人 以上
4 介護支援専門員	1人 以上
5 看護職員	3人 以上
6 介護職員	19人 以上
7 機能訓練指導員	1人 以上
8 管理栄養士	1人 以上
9 事務員	1人 以上

※本体施設の従業者も含む

１１．　従業者の職務内容

特別養護老人ホーム及び併設の短期入所の福祉施設に勤務する従業者の職務内容は、次のとおりとする。

（管理者）

ア 管理者は、当該福祉施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

イ 管理者は、従業者に当該運営規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(医 師)

医師は、常に入所者の健康に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な診療等を行う。

(生活相談員)

ア 生活相談員は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

イ 生活相談員は、クラブ活動等、入所者のためのレクリエーション行事等を適宜行う。

ウ 生活相談員は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関への手続き等について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は同意を得て代行する。

エ 生活相談員は、常に入所者の家族との連携を図るとともに入所者とその家族の交流等の機会 を確保するよう努める。

(看護職員)

看護職員は、常に入所者の健康に注意するとともに、健康保持のための適切な看護等を行う。

(介護職員)

介護職員は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じた介護等を行う。

(栄養士)

栄養士は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好等を考慮した食事を安全に提供するための管理等を行う。

(機能訓練指導員)

機能訓練指導員は、入所者が心身の状況等に応じた日常生活を営むのに必要な機能を改善又は維持するための訓練を行う。

(介護支援専門員) ＊介護老人福祉施設

施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、入所者がその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう施設サービス計画の原案の作成等を行う。

12.　施設が提供するサービスと利用料金

（1）　介護保険の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費及び食費を除き、通常利用料の9割～7割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

ア 食 事

- 調理業務及び献立作成については委託業者（株）ナリコマエンタープライズと契約しています。
- 栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- 入所者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。
- 管理栄養士が入所者の状態や希望等を把握し、栄養ケア計画（経口摂取への移行、療養食の提供を含む）を作成いたします。
- 食事時間　朝食　8時～9時　昼食11時30分～13時　夕食17時30～19時
- 予めご連絡をいただいた場合は欠食とし、食費請求はいたしません（但し、欠食受付時間内の連絡に限ります。）最終欠食受付：朝昼夜共に前日 10 時まで。

イ 入 浴

- 入浴又は清拭を週 2 回以上行います。
- 立ち上がることが困難でも特殊浴槽等を使用して入浴ができます。

ウ 排 泄

- 排泄の自立を促すため、入所者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

エ 機能訓練

- 機能訓練指導員により、入所者が心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

オ 健康管理

- 医師や看護職員等が、常に入所者の健康に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行います。

カ その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- 生活のリズムを考慮し、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容を援助します。

＜サービスの利用料金＞

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス費用から介護保険給付額を除いた金額（**自己負担額**）をお支払ください。（※サービスの利用料金は、利用者の介護負担割合に応じて異なります。例として１割負担のみ記載しています。）

※ １日あたり（単位：円）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費用	451 単位	561 単位	603 単位	672 単位	745 単位	815 単位	884 単位
自己負担（1 割）	459 円	571 円	614 円	684 円	758 円	829 円	899 円

＜各種加算料金＞

下表の加算は、事業所の体制に伴う加算であるため利用者全員に適用されます。

※1 日あたり

加 算 の 名 称	加 算 の 算 定 要 件	単位数	1 割負担
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合	22 単位	23 円
看護体制加算（Ⅰ） ※要介護の方のみ	常勤の看護職員を１名以上配置している場合	4 単位	4 円
看護体制加算（Ⅱ） ※要介護の方のみ	①看護職員を利用者25名に対して1名以上配置し、加えて、看護職員と24時間連絡がとれる体制を確保している場合	8 単位	9 円
夜勤職員配置加算（Ⅲ） ※要介護者の方のみ	夜勤時間帯に勤務する介護・看護職員を国の基準より1名以上多く配置し、かつ特定認定行為のできる職員を1名以上配置していること	15 単位	16 円
機能訓練指導体制加算	常勤の機能訓練指導員を１名以上配置している場合	12 単位	13 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	入所者の安全、介護サービスの質の確保や職員の負担軽減を検討する委員会を設け、見守り機器等のテクノロジーを導入していること	10 単位	1 月あたり 11 円

下表の加算は、加算の算定要件を満たした場合に、その利用者に適用されます。

※1 日あたり

加 算 の 名 称	加 算 の 算 定 要 件	単位数	1 割負担
療養食加算	医師の指示に基づき、国が定める療養食を提供した場合 ※1食あたり	8 単位	8 円
送迎加算（片道につき）	利用者の心身の状況、家族等の事情等により送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合	184 単位	188 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	認知症自立度Ⅲ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した場合 ※利用開始日から 7 日を限度として算定	200 単位	204 円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者に対して個別の担当を定め、介護サービスを提供した場合	120 単位	122 円
緊急短期入所受入加算	計画に位置付けられていない短期入所を緊急に行った場合	90 単位	92 円
医療連携強化加算 ※要介護の方のみ	緊急時の対応等を取り決めて看護師による定期的な巡視等が実施されている場合	58 単位	59 円

下表の減算は、減算の算定要件を満たした場合に、その利用者に適用されます

長期利用者減算	同一事業所に連続して 30 日を超えて短期入所を行った場合	所定単位数から1日につき30単位を減算

☆ サービス費用は、基本単位数に地域区分（7 級地）の 17/1000 を上乗せした金額です。

☆ 介護職員等処遇改善加算として、上記サービス費用と各種加算料金に17.6%を乗じて得た額を加算させていただきます。

☆ 利用者が、まだ要介護認定を受けていない場合には、サービス費用の全額をお支払いただきます。その場合、要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払いとなる場合、利用者が介護保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。）

☆ 要介護度の変更等により給付額に変更があった場合、適用開始日に合わせて自己負担額を変更します。

（2）　介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担になります。

＜サービスの概要と利用料＞

① 食 費　　1,750 円（1日あたり）

［ 朝食460 円、昼食690 円、夕食 600 円　］

＊入所者の食事の提供にかかる費用（食材料費＋調理費）

② 滞在費　　915円（多床室：1日あたり）

＊入所者の居住に要する費用

☆「食費」及び「滞在費」について、国から負担限度額の段階（第1段階から第3段階までの利用者）の自己負担額が定められています。

（食費の負担限度額）

・第1段階の方…1日あたり300円
・第2段階の方…1日あたり600円
・第3段階①の方…1日あたり 1,030 円
・第3段階②の方…1日あたり 1,360 円

（滞在費の負担限度額）

・第1段階の方…1日あたり多床室0円
・第2段階の方…1日あたり多床室430円
・第3段階①の方…1日あたり多床室430円
・第3段階②の方…1日あたり多床室530円

☆社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方に関しては、上記の内容にかかわらず、その確認証に記載されている減額割合に基づいて計算した額になります。

③ 理美容代［ 実費 ］

月に1回、理容師及び美容師の出張サービスを利用できます。

理容・カット代（顔剃り込み）1,980円
美容・カット代2,300円、パーマカット代6,000円 他

④ 電気代 ［ 1点1日につき50円（消費税別） ］

テレビ、電気毛布等

⑤ テレビレンタル代 ［ 1 日につき100円（消費税別） ］

⑥ 健康管理費 ［ 実費 ］

インフルエンザの予防接収にかかる費用等

⑦ 日常生活上必要となる諸費用

入所者の希望により実施する行事等の個人負担分

⑧ 文書料

診断書（一般）	1，100円
診断書（生命保険または年金に関する物）	3，300円
各種証明書の交付	1，100円
領収書再発行･･･3ヶ月分以内1，100円、6ヶ月分以内2，200円	
9ヶ月分以内3，300円、10ヶ月分以上4，400円	

＜複写物の交付＞

入所者はサービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とされる場合は実費をご負担いただきます。

［ 20部以上の場合、1枚につき10円 ］

⑨ その他費用 ［ 実費 ］

入所者の希望により購入または利用するものに関する費用で、入所者に負担していただくことが適当であるもの

☆ オシメ代は介護保険給付のため、負担の必要はありません。

☆ 制度や経済状況の変化、その他やむを得ない事由により負担額を変更することがあります。その場合、前もってご説明いたします。

（3） 利用料のお支払方法

前記（1）、（2）の利用料及び費用は、1か月ごとに計算しご請求しますので、翌月の末日までに以下のいずれかの方法でお支払いいただきます。

ア 事務所窓口での支払い
イ 指定口座（中国銀行）からの引き落とし（毎月25日）
ウ 指定口座（伊予銀行）への振り込み
エ ゆうちょ銀行からの引き落とし（毎月25日）

13. 緊急時の対応

当施設は、入居者の病状の急変等により緊急治療あるいは救急搬送等の必要が生じた場合は、速やかに配置の医師、協力医療機関、家族、消防救急隊等と連絡をとり、必要な処置が受けられるように対応します。また、それらに備えるため、次の措置を講じます。

（1） 医師及び看護師と 24 時間連絡が取れる体制を整備します。

（2） 月ごとの医師及び看護師のオンコール表を作成し、曜日や時間帯ごとの連携方法を定めます。

（3） 緊急時の対応マニュアルを整備します。

14.　事故発生の防止及び発生時の対応

福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

ア 事故が発生した場合の対応・報告の方法が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

イ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

ウ 事故発生の防止のために委員会及び従業者に対する研修を定期的に実施する。

2 福祉施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、すみやかに入所者の家族及び市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。

3 福祉施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償保険に加入する。

15.　苦情の受付けについて

（1）　事業所に対する苦情やご相談は、下記の従業者が受付けます。

ア 苦情受付け担当者　　介護職員（課長）　　井上 晃義

生活相談員（副主任）　長尾 康司

イ 受付け時間　　毎週月曜日から金曜日（午前9時～午後6時）

（2）　行政機関その他苦情受付け機関

機 関 名	所 在 地	電話番号（代表）	受付日時
岡山市事業者指導課	岡山市北区大供3-1-18	(086)212-1014	(月～金)8:30～17:15
岡山県国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町11-6	(086)223-9101	(月～金)9:00～17:00
岡山市介護保険課	岡山市北区鹿田町1-1-1	(086)803-1240	(月～金)8:30～17:15
備前県民局	岡山市中区古京町1-1-17	(086)272-3931	(月～金)8:30～17:15

（3）　苦情解決の方法（別紙）

16.　協力医療機関

- 淳風会ロングライフホスピタル（岡山市北区万成東町3－1）（TEL:086-252-1185）
- 倉敷第一病院（倉敷市老松町5－3－10）（TEL:086-424-1000）
- 大供クリニック（岡山市北区大供2－3－1）（TEL:086-224-3211）
- はら歯科医院（都窪郡早島町早島1242）（TEL:086-483-0003）

特別養護老人ホーム旭ヶ丘
（介護予防）短期入所生活介護
利用同意書

特別養護老人ホーム旭ヶ丘 施設長　岡本 洋平 殿

（介護予防）短期入所生活介護を利用するにあたり、
・「特別養護老人ホーム旭ヶ丘（介護予防）短期入所生活介護」重要事項説明書
・別紙1「個人情報の利用目的」
・別紙2「特別養護老人ホーム旭ヶ丘入所（利用）リスク説明書」
を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で利用について同意します。

（介護予防）短期入所生活介護の利用について、重要事項および別紙の説明を行いました。

令和　　年　　月　　日

＜説明者＞　職　名　　生活相談員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

＜利用者＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜家族等＞

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設は、重要事項説明書に定めるサービスを責任をもって行います。